

令和8年度就労継続支援A型事業所経営改善支援事業 委託仕様書

1 事業目的

就労継続支援A型事業所は、障害者の就労機会の確保のために必要な施設である。令和6年度報酬改定の影響や最低賃金の引き上げにより、事業継続が難しく、全国的に廃止する事業者が相次いでいる。

県内でも就労系サービス事業所の廃止・規模縮小をする事業者がでてきており、サービス提供体制の確保が課題となっている。県内の就労継続支援A型事業所に対し、経営改善に具体的に取り組むための研修やアドバイザー派遣等を行い、安定した事業運営とサービス提供体制の確保を目的とする。

2 事業委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 事業内容

(1) 就労継続支援A型事業所に対する専門家の派遣

○経営改善計画書の提出のあった事業者等に対し、専門アドバイザーによる全4回の助言・指導を行う。

ア 対象 経営改善計画書の提出のあった事業者等、専門家の派遣が必要と県が判断した就労継続支援A型事業所（12事業者程度）

(派遣対象の選定に関する助言も委託内容に含む)

イ 講師 障害者就労支援施設の会計制度に知悉した公認会計士や税理士等

ウ 方法 助言・指導方法は、オンラインと訪問指導を全4回行う。全4回のうち、訪問指導については、1回以上とすること。

(2) 障害者就労施設向けの研修会の実施

○障害者就労施設の就労支援事業会計に関する知識やノウハウ等の向上を図る研修会を実施する。

ア 研修形態 オンライン研修とする。

イ 研修日数 1日間（半日×2日間でもよい）

ウ 対象 群馬県内の全就労継続支援A型事業所

エ 研修内容 就労支援事業会計の正しい理解に基づく目標設定並びに収益性の向上や業務の効率化に関する知識など。

少なくとも以下の内容を含めること。

- ・障害者就労施設の会計は、福祉事業会計と就労支援事業会計に区分されること。
- ・就労継続支援A型、B型ともに、自立支援給付費（報酬）から賃金・工賃を支払うことは指定基準違反であること。
- ・生産活動収支の算定に当たり、生産活動の必要経費を計上する際は、生産活動に要した費用（生産活動にかかる光熱水費、消耗品費等）をすべからず計上する必要があること。
- ・障害者就労施設における就労支援事業会計について、国においてガイドラインを示していること。

就労支援事業会計の運用ガイドライン（令和3年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001004096.pdf>

- ・就労継続支援A型が「厚生労働大臣が定める事項及び評価方法」（厚労告88号）に基づいて算出したスコアやスコアの詳細を公表する場合、障害者就労施設が障害者総合支援法第76条の3に基づき情報公表対象サービス等情報を提供する場合は、公表対象である全項目について適切に公表する必要があること。
- ・生産活動の内容や収支等を正確に把握するための「生産活動シート」の作成等について
「生産活動シート記入方法と確認点（解説資料）」

オ その他

当日の研修内容を後日視聴できるようにすること。

就労継続支援B型については、希望者聴講可能とすること

就労継続支援B型の聴講等については、以下のとおりとすること。

- ・「生産活動シートの作成等」に関する研修項目については、受講対象とする。
- ・その他の研修については、希望者は聴講可能とする。

（3）行政担当者からの相談対応

○管内の就労系サービス事業所から提出される指定申請や事業計画書、経営改善計画書、就労支援事業に関する会計書類その他の書類の審査における要点及び経営改善指導を中心とした就労系サービス事業所に対する運営指導に関して、行政担当者からの相談に応じる（新規指定希望者から提出された事業計画書等に対する、就労支援における専門的観点及び生産活動会計を含む経営的観点からの助言を含む）。

4 備考

- (1) 講習会ほか、いずれの支援においても就労継続支援A型事業所（研修聴講等した就労継続支援B型事業所も含む）法人から料金を徴収することはしないものとする。
- (2) 事業実施にあたっては、予め実施計画書を提出し、県の承認を得るものとする。
- (3) 研修の開催にあたり、対象者に対し適切な周知を行う。ただし、発注者は可能な限り周知に協力する。
- (4) 仕様書に定めることのほか必要な事項については、県と協議の上決定する。